

大里広域市町村圏組合議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

11月20日（水）

○開会及び開議	5
○諸般の報告	5
○議席の一部変更及び指定	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○報告第 3号 令和6年度定例監査結果報告	6
○報告第 4号 例月出納検査結果報告	6
○報告第 5号 例月出納検査結果報告	6
○管理者の挨拶	7
○議案第23号 令和5年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算	8
○議案第24号 令和5年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算	8
○議案第25号 令和6年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）	18
○議案第26号 令和6年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1号）	18
○一般質問	20
○閉 会	24

大里広域市町村圏組合告示（乙）第55号

令和6年第2回大里広域市町村圏組合議会定例会を下記のとおり招集する。

令和6年11月13日

大里広域市町村圏組合

管理者 小林 哲也

記

- | | | |
|---|-----|--------------------------|
| 1 | 日 時 | 令和6年11月20日（水）
午後2時00分 |
| 2 | 場 所 | 熊谷市議会議会棟 第1委員会室 |

○応招・不応招議員

応招議員（17名）

1番	臼	杵	健	議員	2番	川	田	勝	巳	議員		
3番	小	林	國	章	議員	4番	白	根	佳	典	議員	
5番	新	島	一	英	議員	6番	権	田	清	志	議員	
7番	小	鮒	賢	二	議員	8番	黒	澤	三	千	夫	議員
9番	三	浦	和	一	議員	10番	福	島	秀	樹	議員	
11番	湯	本	哲	昭	議員	12番	山	出	秀	明	議員	
13番	清	水	健	一	議員	14番	五	間	く	み	子	議員
15番	高	田	博	之	議員	16番	鈴	木	詠	子	議員	
17番	原	口		孝	議員							

不応招議員（なし）

○会 期 1 1 月 2 0 日

○議事日程

- 日程第1 議席の一部変更及び指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 (報告第 3号) 令和6年度定例監査結果報告
(報告第 4号) 例月出納検査結果報告(令和5年度2月分及び3月分、出納整理期間4月分及び5月分)
(報告第 5号) 例月出納検査結果報告(令和6年度4月分から8月分まで)
(報告～了承)
- 日程第5 管理者の挨拶
- 日程第6 (議案第23号) 令和5年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算
(議案第24号) 令和5年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算
(上程～採決)
- 日程第7 (議案第25号) 令和6年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)
(議案第26号) 令和6年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算(第1号)
(上程～採決)
- 日程第8 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(17名)

1番	臼 杵	健	議員	2番	川 田	勝 巳	議員
3番	小 林	國 章	議員	4番	白 根	佳 典	議員
5番	新 島	一 英	議員	6番	権 田	清 志	議員
7番	小 鮒	賢 二	議員	8番	黒 澤	三 千 夫	議員
9番	三 浦	和 一	議員	10番	福 島	秀 樹	議員
11番	湯 本	哲 昭	議員	12番	山 出	秀 明	議員
13番	清 水	健 一	議員	14番	五 間	く み 子	議員
15番	高 田	博 之	議員	16番	鈴 木	詠 子	議員

17番 原 口 孝 議員

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

管 理 者	小 林 哲 也
副管理者	小 島 進
副管理者	峯 岸 克 明
事務局長	高 橋 千 春
事 務 局 次 長 兼 総務課長	野 中 護
介 護 保 險 課 長	斉 藤 公 彦
業 務 課 長 兼 熊 谷 衛 生 セ ン タ ー 所 長	備 前 島 弘 賢
建 設 準 備 課 長	清 水 保 之

○事務局職員出席者

総 務 課 副 課 長	柳 澤 訓 賀
主 査	清 水 正 史
主 査	鈴 木 学
主 任	里 見 悠 佑

午後 1時57分 開 会

△開会及び開議の宣告

○黒澤三千夫議長 出席議員が定足数に達しましたので、令和6年第2回大里広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

これより会議を開きます。

△諸般の報告

○黒澤三千夫議長 この際、報告をいたします。

本定例会の議案等の関係書類は、前もって配付したとおりでございます。

なお、議案説明のため、管理者を初め関係者の出席を求めています。

開会前にお手元に配付いたしました書類は、1つ、本日の議事日程、1つ、一般質問発言通告書、以上2件であります。

△議席の一部変更及び指定

○黒澤三千夫議長 これより日程に入ります。

日程第1、議席の一部変更及び指定、本件を議題といたします。

熊谷市から選出されておりました小島正泰議員の後任として、白杵健議員が就任されましたので、御了承願います。

議席につきましては、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

4番、新島一英議員、3番、白根佳典議員、2番、小林國章議員、1番、川田勝巳議員の議席を1番ずつ繰下げを行います。

お諮りいたします。ただいま申し上げたとおり議席の一部変更を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま申し上げましたとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

次に、新たな組合議員の議席につきましては、会議規則第3条第2項の規定により議長において指定いたします。

1番 白 杵 健 議員

以上のとおり指定いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時59分 休 憩

午後 2時00分 再 開

○黒澤三千夫議長 休憩中の会議を再開いたします。

それでは、席札をお立てください。

△会議録署名議員の指名

○黒澤三千夫議長 日程第2、会議録署名議員の指名。会議規則第64条の規定に基づき、指名いたします。

7番 小 鮎 賢 二 議員

9番 三 浦 和 一 議員

以上の議員にお願いいたします。

△会期の決定

○黒澤三千夫議長 次、日程第3、会期の決定。このことにつきましては、先ほど第2委員会室におきまして議会運営委員会が開催され、御協議願いました結果、本日1日ということでありましたが、このように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

△報告第3号 令和6年度定例監査結果報告

報告第4号 例月出納検査結果報告

報告第5号 例月出納検査結果報告

○黒澤三千夫議長 次、日程第4、報告第3号 令和6年度定例監査結果報告から報告第5号 例月出納検査結果報告（令和6年度4月分から8月分まで）、以上3件を一括議題といたします。

3件について御質疑等がありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 別に質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。報告第3号 令和6年度定期監査結果報告から報告第5号 例月出納検査結果報告（令和6年度4月分から8月分まで）、以上3件について、報告のとおり了承することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、報告第3号から第5号まで、以上3件は、いずれも報告のとおり了承することに決定いたしました。

△管理者の挨拶

○黒澤三千夫議長 次、日程第5、管理者の挨拶。

小林管理者、お願いいたします。

○小林哲也管理者 では、改めまして皆さんこんにちは。管理者の小林哲也でございます。開会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

本日、令和6年第2回大里広域市町村圏組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員皆様には、御多用中にもかかわらず、御健勝にて御参会を賜り、感謝を申し上げます。

さて、昨今の我が国を取り巻く環境ですが、アメリカ合衆国の新政権による経済、安全保障、外交といった分野における政策を再構築することが報道されており、今後多方面において大きな影響がもたらされることが推察されます。

一方、国内では、引き続き類を見ない人口減少への対策、人工知能の登場による急速なデジタル化、そして急激な物価上昇への対応といった諸課題に取り組んでおり、行政を取り巻く状況は、近年で最も重大な変革のときを迎えていると考えております。

地方行政を取り巻く諸懸案の解決に当たっては、関係市町との対話を行い、建設的かつ安定的な関係を構築し、地域の安全と安定を確保してまいる所存ですので、議員皆様方の御協力をよろしくお願いをいたします

それでは、組合事業の近況につきまして御報告を申し上げます。

最初に、可燃ごみ処理の状況でございますが、本年度上半期は合計約6万2,144トンの処理を行ったところでございます。昨年同時期と比較いたしますと、1,591トン、2.63%の増となっております。

次に、不燃ごみ処理でございますが、本年度上半期の大里広域クリーンセンターへの搬入量は約3,685トンで、昨年比マイナス約166トン、4.31%の減となっております。

また、次期ごみ処理施設の整備につきましては、現在、関連法規の改正に伴い、新施設の施設規模見直しの業務等を行っているところでございます。

次に、介護保険事業でございますが、本年上半期の介護認定審査会の審査件数は7,295件で、昨年同時期と比較いたしますと242件の増加となっております。今年度は、第9期介護保険事業計画の初年度であり、計画に沿って事業を進めております。今後もより効果的な運営を心がけてまいりたいと考えております。

続きまして、今定例会に提案いたします議案につきまして概要を申し上げます。

初めに、議案第23号は令和5年度一般会計歳入歳出決算、議案第24号は令和5年度介護保険特別会計歳入歳出決算でございます。令和5年度決算につきましては、厳しい財政状況の下での事業運

営でございましたが、事務執行に当たりまして、経費の節減に努めるとともに効率的な運営を行い、健全財政を維持することができたものと考えております。

なお、本決算につきましては、監査委員さんの慎重なる審査をいただき、貴重な御意見をいただいておりますので、これを尊重してまいりたいと存じます。

次に、議案第25号 令和6年度一般会計補正予算（第1号）は、大里広域クリーンセンターの不燃物処理に関する債務負担行為を追加するものでございます。

最後に、議案第26号 令和6年度介護保険特別会計補正予算（第1号）は、令和5年度の介護給付費等の額の確定に伴う国・県負担金の返納金等の補正でございます。

詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げますので、議員皆様におかれましては、何とぞ慎重に御審議をいただきまして御可決賜りますようお願いを申し上げます。挨拶といたします。

本日はよろしく願いいたします。

○黒澤三千夫議長 ありがとうございます。

以上で小林管理者の挨拶は終わりました。

△議案第23号 令和5年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算

議案第24号 令和5年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算

○黒澤三千夫議長 次、日程第6、議案第23号 令和5年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算及び議案第24号 令和5年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算、以上2件を一括議題といたします。

2件について提出者の説明を求めます。

○高橋事務局長 ただいま議題となりました議案第23号及び議案第24号につきまして、順次御説明を申し上げます。

初めに、議案第23号について御説明いたしますので、表紙にナンバー4と表示のございます大里広域市町村圏組合一般会計・介護保険特別会計歳入歳出決算書を御覧いただきたいと存じます。

3ページをお願いいたします。議案第23号 令和5年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算につきまして申し上げます。歳入決算額は53億1,310万7,085円、歳出決算額は46億6,859万6,669円、歳入歳出差引残額は6億4,451万416円で、この全額を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、4ページ及び5ページをお願いいたします。歳入の決算状況でございますが、表の一番下、歳入合計欄の左から、予算現額52億4,767万9,000円に対し、調定額及び収入済額は同額で53億1,310万7,085円でございます。不納欠損額、収入未済額はともにございません。

一番右、予算現額と収入済額との比較は6,542万8,085円、収入済額が多い結果となりました。この要因は、2款使用料及び手数料のごみ処理手数料が業者等の搬入量に関連し、減少した一方で、

7款諸収入の物品売払収入が有価物の売却価格の高止まりを受け、増加したことなどに伴うものでございます。

次に、6ページ及び7ページをお願いいたします。歳出の決算状況でございますが、表の一番下、歳出合計欄の左から、予算現額52億4,767万9,000円に対し、支出済額は46億6,859万6,669円で、執行率は88.96%でございます。翌年度繰越額はございません。不用額及び予算現額と支出済額との比較は、同額の5億7,908万2,331円でございます。

続きまして、決算の主な内容について御説明いたしますので、表紙にナンバー5と表示のございます大里広域市町村圏組合一般会計・介護保険特別会計歳入歳出決算事項別明細書を御覧いただきたいと存じます。

初めに、歳出から申し上げますので、恐れ入りますが、8ページ及び9ページをお願いいたします。説明の順序といたしまして、上の欄に見出しがございますが、見開きの左側でございます款、項、目の欄と、見開き中央部の左側でございます事業名欄、また必要に応じて、事業名欄の右側の節の欄や見開きの右端でございます備考欄により御説明申し上げます。

初めに、1款議会費は、議会運営に要する経費でございます。令和5年度は定例会を2回、臨時会を1回開催いたしました。

次に、2款総務費の事業名、人件費は、次の10ページ及び11ページにわたりますが、管理者、副管理者並びに事務局長、次長を含む総務課の常勤職員6人分の給与等並びに会計年度任用職員2人分の報酬等でございます。

10ページ及び11ページをお願いいたします。事業名、事務局費は、組合事務局の運営経費で、システム使用料や事務機器借上料などの事務経費のほか、曙町事務所の維持管理経費が主なものでございます。

次に、一番下の公平委員会費と次の12ページ及び13ページの監査委員費は、それぞれ委員等の報酬などでございます。

次に、3款衛生費でございますが、事業名、人件費は、次の14ページ及び15ページにわたりますが、業務課及び各センター職員12人と、建設準備課職員5人、計17人分の給与等並びに会計年度任用職員6人分の報酬等でございます。

14ページ及び15ページをお願いいたします。事業名上の管理運営経費は、ごみ処理事業の総括的な経費で、10節需用費の備考欄の上から3番目の施設補修費は、可燃物処理3施設の緊急を要する修繕等の経費でございます。

14節工事請負費は、可燃物処理3施設の主要設備に係る改修等の経費でございます。

その下の18節負担金、補助及び交付金の備考欄の一番下の交付金は、事業系一般廃棄物の処理手数料を、ごみ焼却施設が立地する熊谷市及び深谷市に対し、立地交付金として交付したものでございます。

その下の24節積立金は、施設の大規模修繕等に要する経費の財源に充てるため設置をしているごみ処理施設整備基金に前年度繰越金等を積み立てたものでございます。

次に、事業名、次期処理施設建設準備事業は、次期ごみ処理施設の建設準備に要する経費で、15ページ、12節委託料の備考欄、委託料は、主に令和4年度から6年度にかけて実施している環境影響評価などの業務委託の5年度執行分でございます。

16ページ及び17ページをお願いいたします。2目熊谷衛生センター費からは、可燃物及び不燃物の各処理施設の管理運営経費となります。

初めに、2目熊谷衛生センター費の事業名、管理運営経費でございますが、10節需用費の備考欄中、一番上の消耗品費は、施設の管理運営に必要な消耗資材等の購入が主なものでございます。

上から3番目の光熱水費、その下の燃料費、一番下の薬剤等購入費は、主に施設の運転に必要となります電気、水道の使用料やごみの燃焼に必要な燃料、排ガス中の有害物質の除去等のための薬剤等の購入費でございます。

同じく備考欄中、下から2番目の施設その他修繕料は、小規模な緊急修繕や各機器の部品交換等の経費でございます。

次に、12節委託料の備考欄の一番上、委託料は、焼却灰等のセメント原料としての資源化や環境分析のための業務委託料でございます。

その下の管理運営委託料は、熊谷衛生センターの運転管理や焼却灰等の太平洋セメント株式会社熊谷工場への運搬のための業務委託料でございます。

その下の保守委託料は、各設備の正常な機能を保つための保守点検等の業務委託料でございます。

3目深谷清掃センター費及び4目江南清掃センター費は、それぞれの施設で若干差異はございますが、支出内容は熊谷衛生センターと同様、施設の管理運営に要する経費でございます。

20ページ及び21ページをお願いいたします。5目大里広域クリーンセンター費でございますが、事業名、管理運営経費は、大里広域クリーンセンターの管理運営に要する経費です。

10節需用費の備考欄の上から4番目の施設補修費は、破碎機の補修のほか、各設備の修繕に係る経費でございます。

同じく備考欄の一番下の施設その他修繕料は、小規模な緊急修繕や各機器の部品交換等の経費でございます。

12節委託料、備考欄の一番上の委託料は、中間処理により発生しました再資源化できない残渣等の処分につきまして、外部処理施設等へ処分委託したものでございます。

その下の管理運営委託料は、施設の運転管理及び有価物回収のための業務委託料でございます。

次に、22ページ及び23ページをお願いいたします。14節工事請負費は、破碎機のローターディスクの更新等の経費でございます。

次に、4款公債費でございますが、可燃ごみの処理3施設の長寿命化施設整備事業の財源といた

しまして、平成28年度から30年度までに借り入れた組合債の償還経費でございます。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、恐れ入りますが、前に戻りまして、4ページ及び5ページをお願いいたします。上の欄に見出しがございますが、見開きの左端でございます款、項、目の欄と、見開き中央部の節欄、また必要に応じて見開きの右端でございます備考欄により御説明を申し上げます。

初めに、1款分担金及び負担金は、構成市町からの負担金でございます。このうち、1項負担金、1目1節事務費負担金は、議会や事務局の運営等の経費に充てるための負担金でございます。

その下の2目衛生費負担金、1節清掃費負担金は、備考欄に4種類の負担金がございますが、各事業の経費に充てるための負担金でございます。

次の2款使用料及び手数料の備考欄のごみ処理手数料は、可燃物処理施設で受け入れた事業系及び家庭系の一般廃棄物の処理手数料でございます。

次の3款国庫支出金の備考欄の循環型社会形成推進交付金は、次期ごみ処理施設の建設に係る環境影響評価などの経費に対し、国から交付されたものでございます。

次の4款財産収入は、各基金の預金利子でございます。

次の5款繰入金は、ごみ焼却施設の大規模改修の財源として、ごみ処理施設整備基金からの繰入れでございます。

次の6款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

次の7款諸収入でございますが、6ページ及び7ページに参りまして、備考欄の上の物品売払収入は、大里広域クリーンセンターに搬入されました分別処理した金属やペットボトル等の有価物の売払収入でございます。

以上で議案第23号の説明を終わります。

続きまして、議案第24号について引き続き御説明いたしますので、先ほど御覧いただきました資料ナンバー4、歳入歳出決算書を御覧いただきたいと存じます。9ページをお願いいたします。議案第24号 令和5年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。歳入決算額は341億5,983万7,432円、歳出決算額は331億8,080万2,340円、歳入歳出差引残額は9億7,903万5,092円で、この全額を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、10ページ及び11ページをお願いいたします。歳入の決算状況でございますが、表の一番下、歳入合計欄の左から、予算現額347億5,039万6,000円に対し、調定額は343億3,925万728円、収入済額は341億5,983万7,432円でございます。不納欠損額は6,053万7,866円、収入未済額は1億1,887万5,430円で、これは介護保険料の未納によるものでございます。

一番右、予算現額と収入済額との比較は5億9,055万8,568円、収入済額が少ない結果となりました。この要因は、保険給付費の支出が見込みより低い伸びにとどまったことに伴い、財源の一部で

ある国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金が減額となったことなどによるものでございます。

次に、12ページ及び13ページをお願いいたします。歳出の決算状況でございますが、表の一番下、歳出合計欄の左から、予算現額347億5,039万6,000円に対し、支出済額は331億8,080万2,340円で、執行率は95.48%でございます。翌年度の繰越額はございません。不用額及び予算現額と支出済額との比較は、同額の15億6,959万3,660円でございます。

続きまして、決算の主な内容につきまして御説明いたしますので、先ほど御覧いただきました資料ナンバー5の事項別明細書を改めて御覧いただきたいと存じます。

初めに、歳出から申し上げますので、32ページ及び33ページをお願いいたします。1款総務費でございますが、事業名の上、人件費は、介護保険業務を担当する常勤職員23人分の給与等及び会計年度任用職員29人分の報酬等でございます。

その下の事業名、介護保険業務経費は、次の34ページ及び35ページにわたりますが、介護保険事務全般に係る経常的な事務経費で、介護保険システム使用料や事務機器借上料などが主なものでございます。

34ページ及び35ページをお願いいたします。事業名、賦課徴収経費は、第1号被保険者に係る介護保険料の賦課及び徴収の経費でございます。

その下の事業名、滞納処分経費は、介護保険料の未納者に対する督促状及び催告書の発送や電話催告業務委託などの徴収経費でございます。

36ページ及び37ページをお願いいたします。事業名の一番上、認定審査会経費は、介護認定審査委員への報酬を初めとした審査会の運営に要する経費でございます。

事業名、認定調査業務経費でございますが、11節役務費の備考欄の一番下の手数料は、要介護度の認定資料作成に必要となる主治医意見書の作成手数料でございます。

その下の12節委託料の備考欄の調査委託料は、外部の事業者にて認定調査を委託したものでございます。

38ページ、39ページをお願いいたします。2款保険給付費でございますが、1項介護サービス等諸費は、要介護1から5までの認定を受けました要介護者が利用した介護サービスに対する給付費でございます。

このうち、事業名の一番上、居宅介護サービス給付事業の18節負担金、補助及び交付金の備考欄の一番上、サービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等の在宅介護に係る給付費で、その下の福祉用具購入費及びその下の住宅改修費は、それぞれのサービスの利用に対しまして費用の一部を給付、その下のサービス計画費は、ケアプランの作成費用に対する給付でございます。

次の事業名、地域密着型介護サービス給付事業は、グループホームや小規模多機能型居宅介護等のサービスに係る給付でございます。

40ページ及び41ページに参りまして、事業名、施設介護サービス給付事業は、介護老人福祉施設

や介護老人保健施設等への入所に係る給付でございます。

次に、項に戻りまして、2項介護予防サービス等諸費は、要支援者が利用した介護予防サービスに対する給付でございます。

42ページ及び43ページにわたりますが、一番下の4項高額介護サービス等費は、介護サービスを受けた際の自己負担額が所得区分に応じて設けられた限度額を超える場合、利用者の負担軽減を図るため、超過分を給付するものでございます。

5項高額医療合算介護サービス等費は、同一世帯内で医療費と介護サービス費に係る自己負担分を合算した額が所得区分に応じて設けられた限度額を超える場合、医療、介護の両保険から超過分を給付するもので、介護保険からの支出分でございます。

44ページ及び45ページにわたりますが、一番下、6項特定入所者介護サービス等費は、低所得の方の負担軽減を図るため、施設利用の際の食費及び居住費の負担限度額をあらかじめ引き下げて設定し、その差額分を施設に給付するものでございます。

44ページ及び45ページをお願いいたします。3款地域支援事業費は、50ページ及び51ページまでにわたりますが、要支援、要介護状態になるおそれがある高齢者の方を対象に、介護予防サービスの提供を行うとともに、地域における包括的、継続的なマネジメント機能の強化を主な目的としております。なお、事業の多くは、各市町の高齢者保健福祉施策に位置づけられており、構成市町が主体となり企画、運営を行っており、組合では本特別会計において予算の執行を行っております。

それでは、地域支援事業費の各事業について御説明いたしますので、44ページ及び45ページをお願いいたします。事業名の一番上、介護予防・生活支援サービス事業は、要介護状態となることの予防や、要介護状態の軽減もしくは悪化防止のための訪問及び通所等のサービスに係る経費でございます。

その下の事業名、介護予防ケアマネジメント事業は、介護予防・生活支援サービス事業の対象者のケアプランの作成費用に対し、地域包括支援センターに負担するものでございます。

46ページ及び47ページをお願いいたします。事業名の一番下、一般介護予防事業は、介護予防知識の普及・啓発等のため、全ての高齢者を対象とした介護予防教室などを実施するための経費でございます。

事業名、包括的支援事業は、高齢者の方の暮らしをサポートするため、専門職による窓口相談等を行う地域包括支援センターに係る経費で、12節委託料の備考欄の上の委託料は、センターを運営する社会福祉法人等への委託料でございます。

事業名の一番下、任意事業は、48ページ及び49ページにわたりますが、構成市町が要介護者等に対し、地域の実情に応じた支援を実施するもので、12節委託料は、配食サービスや見守り事業等の委託経費でございます。

48ページ及び49ページをお願いいたします。事業名の一番上、在宅医療・介護連携推進事業は、

医療と介護の両方を必要とする高齢者の方に対し、在宅医療と介護サービスを一体的に提供できるよう、医療機関と介護サービス事業者の連携を深める事業でございます。

事業名、生活支援体制整備事業は、在宅生活の中で支援を必要とする高齢者の方に対し、多様な生活支援サービスが利用できる地域づくりを行うため、その担い手の養成や発掘、ネットワーク化を行う事業でございます。

事業名の一番下、認知症総合支援事業は、50ページ及び51ページにわたりますが、保健医療・福祉の専門チームにより、早期診断・早期対応を行う認知症初期集中支援推進事業や認知症地域支援推進員の配置等を行うものでございます。

50ページ及び51ページをお願いいたします。4款基金積立金でございますが、介護保険給付費準備基金に前年度繰越金の一部等を積み立てたものでございます。

次に、5款諸支出金でございますが、1項償還金及び還付加算金のうち、2目償還金は、前年度の保険給付費等の額が確定し、精算の結果、国、県、支払基金及び構成市町へ返納したものでございます。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、恐れ入りますが、前に戻りまして、26ページ及び27ページをお願いいたします。1款保険料でございますが、介護保険料の現年賦課分と滞納繰越分を合計して、調定額77億1,621万5,286円に対し、収入済額は75億3,680万1,990円で、収納率は97.7%でございます。

なお、滞納繰越分の備考欄中、一番上の不納欠損額は、介護保険法の規定に基づきまして、時効の成立した保険料について不納欠損処理をしたものでございます。

次に、2款分担金及び負担金でございますが、1項負担金は、構成市町からの負担金でございます。

このうち、一番上の1目介護保険負担金は、保険給付費の12.5%に相当する金額、その下の2目事務費等負担金は、人件費、介護保険業務経費及び介護認定審査会等の経費に係る負担金、その下の3目及び4目の地域支援事業負担金は、それぞれ構成市町で実施した事業に係る負担金でございます。

その下の5目低所得者保険料軽減負担金は、低所得者の保険料の軽減に係る負担金で、国、県、市町村が全額を負担し、組合では構成市町を通じて受け入れるものでございます。

次に、3款国庫支出金でございますが、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は、保険給付費に対する負担金で、負担割合は施設等サービス分が15%、その他サービス分が20%でございます。

その下の2項国庫補助金、1目調整交付金は、全国の保険者の財政格差の調整を行うための交付金で、第1号被保険者における後期高齢者加入割合や所得状況などに応じて交付されるものでございます。

28ページ及び29ページをお願いいたします。国庫補助金の続きとなりますが、一番上の2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、介護予防及び生活支援に係る交付金で、交付割合は事業費の20%を基本に調整交付金の交付割合が加算されます。

その下の3目地域支援事業交付金（包括事業・任意事業）は、地域包括支援センターの運営や配食サービス等の事業に対する交付金で、交付割合は事業費の38.5%でございます。

その下の4目保険者機能強化推進交付金は、地域包括ケアシステムの強化を目的に付与される財政的なインセンティブとして、高齢者の自立支援、重度化防止等の取組を支援するための交付金でございます。

その下の5目介護保険保険者努力支援交付金は、先ほどの保険者機能強化推進交付金と同様の趣旨により、介護予防、健康づくり等に資する取組を支援するための交付金でございます。

次に、4款支払基金交付金でございますが、1目介護給付費交付金は、40歳以上65歳未満の第2号被保険者の保険料に相当する額が社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、交付割合は保険給付費の27%でございます。

その下の2目地域支援事業支援交付金は、地域支援事業のうち介護予防事業・日常生活支援総合事業に対する交付金で、交付割合は事業費の27%でございます。

次に、5款県支出金でございますが、1項県負担金、1目介護給付費負担金は、保険給付費に対する負担金で、負担割合は施設等の分が17.5%、その他分は12.5%でございます。

その下の2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、介護予防及び生活支援に係る交付金で、交付割合は事業費の12.5%でございます。

その下の2目地域支援事業交付金（包括事業・任意事業）は、地域包括支援センターの運営や配食サービス等の事業に対する交付金で、交付割合は事業費の19.25%でございます。

30ページ及び31ページをお願いいたします。7款繰入金は、介護保険給付費に係る第1号被保険者保険料の不足額に充てるため、介護保険給付費準備基金から繰り入れたものでございます。

次に、8款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

最後に、9款諸収入でございますが、2項雑入、1目1節第三者納付金は、交通事故等の第三者行為を原因とした介護サービスの利用に給付を行った後、その給付費を加害者に請求し、納付されたものでございます。

その下の2目返納金は、事業者による介護給付費の不正請求等に係る返納金でございます。

以上で議案第23号及び議案第24号の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○黒澤三千夫議長 以上で提出者の説明は終わりました。

これより2件に対する質疑に入ります。

○4番白根佳典議員 資料ナンバー5、14ページ、15ページです。管理運営経費ですけれども、予算流

用ということで、中身を説明いただけますか。

○備前島業務課長兼熊谷衛生センター所長 お答えいたします。

こちらは、熊谷衛生センター等における緊急整備修繕の対応のため、施設補修費、工事請負費に流用したものでございます。内訳といたしましては、施設補修費4件、工事請負費2件、それぞれ工事を実施したものでございます。

以上です。

○4番白根佳典議員 清掃センターの補修ということですか。

○備前島業務課長兼熊谷衛生センター所長 お答えいたします。

熊谷衛生センター等における緊急整備工事に充当したものでございます。

以上です。

○4番白根佳典議員 16ページ、17ページの熊谷衛生センター費を見ると、需用費は余っているように見えるのですけれども、そういう対応ではないということですか。

○備前島業務課長兼熊谷衛生センター所長 お答えいたします。

施設補修費及び工事請負費におきましては、管理運営経費の中で、3センターまとめて予算計上しておりますので、各センターの需用費においては施設その他修繕料ということで、小規模な修繕費を計上しているものでございます。

以上です。

○13番清水健一議員 13番、清水健一です。事項別明細書の7ページ、歳入ですけれども、物品売払収入は、金属、ペットボトル等の売払収入という話ですけれども、金額が大きいので、内訳が分かれば教えてください。

○備前島業務課長兼熊谷衛生センター所長 お答えいたします。

内訳といたしましては、主に鉄類、4,985万7,218円、非鉄金属類、1億383万2,629円、ペットボトル、6,655万9,598円、自転車、238万4,850円、以上となっております。

以上です。

○13番清水健一議員 売払い先について分かったら教えてください。

○備前島業務課長兼熊谷衛生センター所長 お答えいたします。

売払い先といたしまして、株式会社美心、黒田興業株式会社、埼玉製鐵原料株式会社、リバー株式会社、籠原金属株式会社、東金属株式会社、新藤金属株式会社、有限会社丸福金属商会、遠東石塚グリーンペットとなっております。

以上です。

○13番清水健一議員 結構非鉄金属とか、単価が張るので、売払いに関して入札とか、金額を比べているのか、伺います。

○備前島業務課長兼熊谷衛生センター所長 お答えいたします。

売払い先につきましては、おっしゃるとおり入札によって決定しております。

以上です。

○4番白根佳典議員 先ほどの続きですけれども、管理運営経費の不測の工事をやったということですが、資料ナンバー6で意見書、3ページです。各焼却施設の老朽化に伴う大規模修繕経費が増加したことにより、投資的経費が増加しているという状況にあるというような理解でいいですか。その経費が10.40%、14%、14.67%と上がってきているということが徐々に起きてくるというような理解でいいのかどうか、予期しないようなことも増えてくるのではなかろうかと、こういう理解でいいかと。

○備前島業務課長兼熊谷衛生センター所長 お答えいたします。

経費の上昇につきましては、議員さんのおっしゃるとおり、不測の工事対応が増加しているものでございます。今後もそのような傾向が続くものと考えております。

以上です。

○4番白根佳典議員 介護保険についてお聞きしたいと思います。

介護保険でも予算の流用が見られます。かなり大きな金額なので、説明いただきたい。資料ナンバー5の38ページ、39ページです。

○斉藤介護保険課長 お答えいたします。

居宅介護サービス給付事業のところに係る流用でございますが、こちらの備考欄にございますサービス給付費及びその3つ下のサービス計画費に当初予算を上回る執行がございましたことから、サービス給付費につきましては約2億8,000万円、サービス計画費につきましては約7,500万円の流用をしまして支払ったものでございます。

以上でございます。

○4番白根佳典議員 流用の中身は分かるのですけれども、これも意見書にあるのですけれども、議会で一応認められた予算なので、その範囲内でなさってくださいねというようなことを書かれているので、ぜひ積算も含めて検証いただきたいと、一般会計もそうですけれども、思います。意見として言わせていただきます。お願いします。

○黒澤三千夫議長 ほかに。

よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 ほかに質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 別に討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

議案第23号 令和5年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算、本案について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第23号は原案のとおり認定されました。

次、議案第24号 令和5年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算、本案について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第24号は原案のとおり認定されました。

それでは、暫時休憩いたします。

午後 2時55分 休 憩

午後 3時05分 再 開

○黒澤三千夫議長 休憩中の会議を再開いたします。

△議案第25号 令和6年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）

議案第26号 令和6年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算
（第1号）

○黒澤三千夫議長 次、日程第7、議案第25号 令和6年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）及び議案第26号 令和6年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上2件を一括議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

○高橋事務局長 ただいま議題となりました議案第25号 令和6年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたしますので、表紙にナンバー8と表示のあります一般会計補正予算書を御覧いただきたいと存じます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条、債務負担行為の補正でございます。予算の内容につきましての説明いたしますので、2ページをお願いいたします。大里広域クリーンセンターにおけるそれぞれの処分業務につきまして、翌年度当初から業務執行を行うことから、今年度中に業者選定から契約等を完了する必要があるため、債務負担行為を追加するものでございます。

以上で議案第25号の説明を終わります。

続きまして、議案第26号 令和6年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたしますので、表紙にナンバー9と表示のあります介護保険特別会計補正予算書を御覧いただきたいと存じます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ6億563万1,000円を追加し、総額を347億9,582万円とするものでございます。

次に、予算の内容につきまして歳出から御説明いたしますので、9ページをお願いいたします。4款1項基金積立金、1目介護保険給付費準備基金積立金、事業名、介護保険給付費準備基金積立事業は、今年度の国の保険者機能強化推進交付金等の配分により生じた保険料の余剰金分を基金に積み立てるものでございます。

10ページをお願いいたします。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金、事業名、第1号被保険者保険料還付事業は、被保険者保険料の既収分の返還について対象人数の増加に伴いまして、予算の不足が見込まれますことから、還付金を追加するものでございます。

2目、事業名、償還金は、令和5年度介護給付費等の額の確定に伴う国、県及び社会保険診療報酬等支払基金への返納金でございます。

次に、歳入につきまして申し上げますので、前にお戻りいただき、6ページをお願いいたします。3款国庫支出金、2項国庫補助金、4目1節保険者機能強化推進交付金と、その下の5目1節介護保険保険者努力支援交付金は、その先ほど歳出で御説明いたしましたが、今年度の交付決定を受け、計上するものでございます。

次に、7ページに参りまして、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、2節過年度分は、令和5年度の介護給付費交付金の額の確定に伴い、社会保険診療報酬支払基金から追加交付を受け、計上するものでございます。

次に、8ページに参りまして、8款1項1目1節繰越金は、今回の補正予算の財源として、前年度繰越金を追加するものでございます。

以上で議案第25号及び議案第26号の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○黒澤三千夫議長 以上で提出者の説明は終わりました。

これより2件に対する質疑に入ります。

何かございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 別に質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 別に討論ありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより2件を順次採決いたします。

議案第25号 令和6年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次、議案第26号 令和6年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1号）、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

△一般質問

○黒澤三千夫議長 次、日程第8、一般質問。

4番白根佳典議員より一般質問の通告がなされております。

これより一般質問を行います。

なお、質問は自席にて行い、再質問からは一問一答方式ですので、よろしく願いいたします。

それでは、4番白根佳典議員の一般質問を許可いたします。

○4番白根佳典議員 一般質問させていただきます。

足下の介護を取り巻く現状は、いかがなものでしょうか。1月から8月のこの介護事業所の倒産は過去最多、特に4月の基本報酬が下げられた訪問介護事業所が潰れ、長年基本報酬が下げられた結果、ヘルパーの給与は全産業平均を月額6万円も下回り、ヘルパー不足が深刻です。団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えると、高齢者人口がピークを迎えることになると言われる2040年を見通しますと、85歳以上の人口が増え、当然医療、介護、双方のニーズが増えることが予想されます。高齢期における生活保障のために、介護保険制度を充実させていかなければならないことは論をまたないというふうに思います。

介護保険が導入されて23年が経過しました。改正されてきた歴史を見ると、まさしく「保険あって介護なし」というような状況も目にされます。介護保険制度の目的は、国民の保険医療の向上及び福祉の増進ということです。介護を必要とする人が尊厳ある存在として生きるためにこそ、利用しやすい制度にならなくてはならないはずで、本組合の介護の提供体制の実情はいかがなのかと。認定に係る実務についてどのような課題があるのか。今回は、広域連合というまれな体制を取っている本組

合の実情と今後の展望について、ケアマネさんや利用者の声を基に質疑を行いたい。

それでは、質問項目に移ります。認定について伺います。

認定に係る期間。

末期がんの認定について、どのように行っているのか。

申請フォーマットが使いにくいという声があると承知しています。現状と今後について。

介護保険の近年の動向について。

介護事業所の閉所などの問題について答弁を願います。

○高橋事務局長 白根議員さんの御質問、介護保険について順次お答えいたします。

初めに、認定に係る期間についてですが、過去3年の実態として、令和4年度では平均で52.9日、令和5年度では47.6日です。また、今年度4月から10月までの平均は46.6日であり、昨年、同期間の日数が49.1日でしたので、2.5日短縮しています。今後も認定までの期間の短縮に向けて努力してまいります。

次に、末期がんの方の認定ですが、申請があった場合は、申請順序にかかわらず、優先的に訪問調査や認定審査会を行い、可能な限り早急に認定結果が出るよう努めております。

次に、申請フォーマットについてですが、組合では認定調査票の入力フォーマットを作成していないため、調査委託を受けた事業所が工夫しながら対応している状況です。現在、国において認定事務の電子化が検討されていますので、その実現によって事務の効率化が図れるものと考えております。

次に、介護保険の近年の動向でございますが、来年には団塊の世代が全て75歳以上となり、複雑多様化する要介護者が2040年まで増加すると推測される一方、生産年齢人口の減少によりまして、現役世代の就業者の確保が難しくなりつつあります。そのような状況の中、令和6年度の介護報酬改定では、介護現場で働く方々の処遇改善を着実にを行うための改定がなされましたが、訪問介護は利益率、処遇改善加算率が高いとの理由から、基本報酬が引下げとなっております。

また、要支援者を対象とした介護予防支援について、居宅介護支援事業所も市町村からの指定を受けて実施できるようになり、地域包括支援センターの負担が軽減され、より適切な支援体制の整備が図られているものと考えております。

次に、介護事業所の閉所についてですが、本組合内で今年度廃止となった事業所が9月末までに4件あります。

以上でございます。

○4番白根佳典議員 御答弁ありがとうございます。今年廃止になった事業所が4件ということで、なかなか人材不足というのは、どの業種もそうなのかなという反面、これから増えていく需要にどう対応するのかということは、重大な課題だと考えます。

その中でも、行政の効率化という意味では、申請フォーマットの電子化は重大な課題だというふうに考えます。国においてというような答弁でしたけれども、申請フォーマットの電子化に対応してい

る県内他自治体はどこが、どのようなものがあるのでしょうか。

○高橋事務局長 お答えいたします。

近隣の行田市や本庄市、鴻巣市など県内の約半数以上の市で調査票の特記事項の入力フォーマットをワードやエクセル等で提供しているとのことでございます。

以上です。

○4番白根佳典議員 本組合よりも規模の小さなところでも行っていると。私にはやらない理由がないように思えます。ケアマネさんの負担軽減にも資するものと考えます。昨今、DX、DXということで行政もそのような行政課題に対応するというようなことを考えていらっしゃるようですが、まずこういう分野から、求められているところからやっていただきたい。国を待たずに、国の対応を待たずにやっていただきたいということを要望いたしたい。

再質問の2問目です。重度の要介護者の訪問介護事業を受けてくれるところがないという相談を受けましたけれども、どのように対応をなさるのでしょうか、答弁願います。

○高橋事務局長 お答えいたします。

介護度が重い方につきましては、24時間の介護、特に夜間の介護が必要となると思われまので、相談を受けた場合は、対応が可能な事業所の情報提供を行ってまいります。

以上です。

○4番白根佳典議員 情報提供なさっていただけるということですが、話を聞きますと、できますよとうたっているようなところでも、受けてくれないのだと。人がいなくなったり、いろんなこと、事情がその事業者さんにあるのでしょうかけれども、受けてくれないのだ。受けてくれるところ、多分広域の事務局さんはよく分かっているのだと思うけれども、そこでも、できるとうたっているところでもできていないのだという現状があるということは何も理解いただいて、どういう方策があるのか一緒に考えていきたいというふうに思います。

それでは、3問目です。認定に係る日数の規定、これはどのようになっているのでしょうか。

○高橋事務局長 お答えいたします。

介護保険法第27条の規定により、原則、申請のあった日から30日以内に処理しなければならないとされております。

以上です。

○4番白根佳典議員 30日以内に処理と、決定なのか、認定なのか分かりませんが、しなくてはいけないと。超える場合には理由を付さなければいけないということになっているはずですが。この現状を見ますと、47日ぐらいですか、46.6日ということで、これはぜひ改善していかなければいけない課題なのだと思います。相談いただいた方たちからは、がんの患者についての相談ということをされました。がんの末期に近づいてくると、容体がかなり急激に変わってくるような状況で、申請しても間に合わないのだというような相談を受けてきました。先ほどがんの方はなるべく早くということとし

たけれども、がん患者の介護認定に係る日数の目標値などはあるのでしょうか。

○高橋事務局長 お答えいたします。

目標値は特に定めておりませんが、認定調査を優先的に実施していることから、先月の実績といたしましては、平均で約6日早く認定されております。さらに短縮ができるよう医師等に働きかけていきたいと考えております。

以上です。

○4番白根佳典議員 本当に激務の中で仕事なさっている認定調査員という方々の支えあってのことだと思いますけれども、6日早くできる。ぎりぎりのタイミングなのだと思うのです。本当はもっと早くしていただきたい。これもその当事者からは切実な声を聞いてまいりました。がんの患者が、末期がんの方がどうしても申請して、みなしでその介護をしていく状況になります。その間に認定との乖離が出た場合の費用の負担や対応というのはどのようになっているのでしょうか。

○高橋事務局長 お答えいたします。

暫定プランの想定より低い介護度が出た場合は、限度額を超えた分のサービスは自己負担となります。申請時よりも状態が悪化している場合は、区分変更申請をしていただくようお願いをさせていただいております。

以上です。

○4番白根佳典議員 区分変更の申請ということなのですが、これは1回申請を出して、その結果、返ってこない、また新たにその申請の変更ができないというような状況になっているというか、現実そうなのですね。ですので、ぜひ現場からは末期がんの方が申請を出して、仮に容体が悪くなった場合、返ってきても再度申請しなくてはいけないということで、末期がんの方は要介護2が必要なのだということを現場では言っています。この一般質問の前にお話を事務局の方々としましたけれども、課長には群馬県の事例も調べていただいたかと思います。医師会からも要介護2が必要なのだというような要望、提案があるというふうに承知してします。現時点ではできないかもしれません。

では、なおさら認定に係る日数を減らして、短縮していかなくてはなりません。訪問介護事業所がなくなれば、住み慣れた家で暮らし続けられない。親を施設に入れざるを得ない。こういう現状になっています。3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたと。身体の介護、生活の援助などの訪問介護は要介護者の在宅での生活を支える上でも欠かせません。このままでは在宅介護はかなわず、在宅放置を招きかねません。さきにも述べたとおり、ヘルパーの給与が全産業平均を月額で6万円下回る。ヘルパーの有効求人倍率は2022年度のデータですが、15.5倍と異常な水準となっています。調査票の電子化や認定に係る日数を改善していく必要は行政管の方も痛いほど分かっていることだと思います。使える、使いやすい介護保険となるようお願いをいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○黒澤三千夫議長 以上で4番白根佳典議員の一般質問は終了いたしました。

以上で通告された一般質問は終了いたしました。

○黒澤三千夫議長 お諮りいたします。

議会運営委員会におきましては、議会閉会中に次期定例会の会期等について調査をしていただきたいと存じますが、これについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 御異議なしと認めます。

したがって、議会閉会中に議会運営委員会において調査をしていただくことに決定いたしました。

△閉会の宣告

○黒澤三千夫議長 以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員各位及び管理者を初めとする関係者の皆様のおかげをもちまして、令和6年第2回大里広域市町村圏組合議会定例会を終了することができました。本席から厚く御礼申し上げ、閉会といたします。ありがとうございました。

午後 3時31分 閉 会